

彦根市行政評価委員会 会議録要旨

第 2 回 彦根市行政評価委員会		
日 時	平成 25 年 9 月 24 日（火） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分	
場 所	彦根市役所 3 階 32 会議室	
出席者	委 員	別紙のとおり
	市職員	企画振興部長、教育部次長、都市建設部次長、文化財部次長、文化振興室長、都市計画課長、彦根城博物館副館長、彦根城博物館学芸史料課長、彦根城世界遺産登録推進室長、文化振興室職員、都市計画課職員、文化財課職員、企画課職員
欠 席 委 員	真鍋委員	

[開会]

[委員会の成立について]

委員 8 人中 7 人が出席。過半数の出席があったため、彦根市行政評価委員会設置要綱第 6 条第 3 項の規定により会議は成立。

[資料の説明]

事務局より本日の資料の説明

[施策の評価]

[211 文化・芸術の振興]

○教育部次長

この施策では、伝統文化の継承、発展と、市民の主体的な文化・芸術活動の支援、文化発信に取り組むことにより、彦根らしい新たな文化を創出すること。また、市民の文化・芸術活動が社会的に評価され、社会で喜ばれるまちづくりが進むこと。

次に、市民が文化・芸術に触れ、交流が進むことにより、文化・芸術活動の振興と、文化をリードする人材が育成されること。

最後ですが、ひこね市文化プラザなどの施設の機能充実と、市民ニーズを踏まえた、魅

力ある自主事業の実施により、親しみ易く、利用しやすい施設となることを目指して取り組みを進めてまいりました。

施策の概要につきましては、まず、文化・芸術環境の整備、文化・芸術振興の拠点として、文化プラザにおいてコンサートや演劇、公演、またセミナー、講演などを開催するとともに、ホール、会議室等の利用に際し、市民が利用しやすい管理運営に努めています。

二つ目に、市民の主体的な文化・芸術活動の推進といたしましては、文化・芸術団体等が、日頃の成果を発表する場として、文化祭や文芸作品の募集、美術展覧会、直弼杯囲碁将棋大会、プラザフェスティバルを開催するとともに、ひこね市文化プラザにおいては子どもたちが芸術や伝統文化に触れる機会として、小学校や幼稚園、保育園への訪問コンサートや、小中学生の舞台芸術鑑賞会を開催いたしました。また、舟橋文学賞、各賞の募集、受賞作品発表などをおして、全国に向け、PRを行っております。

三つ目ですが、収集資料の整理、保存、公開については、彦根市立図書館において、本市及び隣接する地域の資料を優先して収集し、整理、保存に努めております。また、新修彦根市史編纂に伴い、収集した資料の適切な保存に努めているところです。

最後に、今後の施策の展開ですが、市民の自主的な創作活動を促進するため、美術展覧会や文化祭、市民文芸作品の募集などの事業を引き続き、実施してまいります。事業継続にあたっては、美術展覧会の出品数や、市民文芸作品の応募件数が文化祭協賛事業数の増加に向け、PRや情報発信に努めるとともに、より創作意欲が高まるよう、来場者の増加を目指し、事業内容の充実を図るようにしております。以上でございます。

○委員長

それでは事前に質問等いただいておりますのも含めまして、ご意見を伺いたいと思いますが、これは平成 25 年度のことですので、今回の評価には直接、関係はありませんが、彦根市議会 9 月定例会で、文化プラザの指定管理者制度の問題に質問が集中しているという新聞報道もなされており、当然、この質問が出ると思いますので、前もって、この件に関しまして、担当課からの説明を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○文化振興室長

ただいま、委員長の方から、ひこね市文化プラザ指定管理者の件につきまして、質問がございましたので、今回の経過につきまして、説明をさせていただきます。

まず、ひこね市文化プラザにつきましては、指定管理者制度を平成 18 年度から導入しております。この指定管理者の指定期間が来年 3 月 31 日で満了となりますことから、平

成 26 年 4 月 1 日から 5 年間の次期指定管理者の公募を行ったところです。

まず、選定の経過について申し上げます。平成 25 年 3 月 1 日に指定管理者候補者選定委員会を開催しまして、公募要項、仕様書、選定基準および審査方法等についての審議がなされ、決定をいただいております。これを受け、4 月 5 日から 6 月 6 日にかけて、公募要項の配布と、申請書類の受付を行いました。この間、4 月 22 日には、説明会および文化プラザの施設見学会を開催し、4 月 26 日から 5 月 17 日まで、要項に関する質問の受付を行いまして、5 月 28 日にこの公募要項に関する質問の回答を行いました。そして、6 月 6 日に公募を締切、結果としまして、5 つの団体から申請書類の提出がありました。

これを受け、7 月 1 日に選定委員会を開催いたしまして、同委員会において、申請団体 5 団体から、申請内容等の説明を受け、一つ目として、施設の利用について、市民の平等な利用を確保することができるものであること、二つ目として、施設の効用を最大限に発揮させるものであること、三つ目として、施設の管理業務にかかる経費の縮減が図られるものであること、四つ目として、施設の管理を安定して行うことができる経営規模および経営能力を有していること、最後に、魅力ある自主事業の実施、利用団体等への支援、ボランティアスタッフの育成等が期待できるものであること、これらを観点とした 32 項目からなる選定基準に照らし、申請団体から提出されました事業計画書等の申請書類を、公正・公平かつ、客観的に審査・評価し、採点をされた結果、第 1 位となった東京に本社があります株式会社ケイミックスが指定管理者候補者として選定されたものです。この指定管理者候補者として選定されたことを受けまして、地方自治法に基づきまして、9 月市議会定例会で、ひこね市文化プラザの指定管理者として、議決を求め、去る、9 月 19 日に議決をいただいたものでございます。

以上が経過でございます。

○委員長

ありがとうございます。先程も申し上げましたように、これは、今回の評価には反映されない、関係ございませんけども、評価にかかわることに関しまして、何か質問ございましたら、よろしくお願いいたします。

○委員

選定委員会のメンバーというのはどなたでしょうか。

○文化振興室長

まず、内部委員と外部委員、合わせて 8 名おります。内部委員 4 人につきましては、教

育委員会事務局教育部の教育部長、教育部次長、生涯学習課長、文化振興室長の4名です。外部委員につきましては、有識者の皆様で、大学の教授お二人と、民間で経済や会計に明るい、元商工会議所の副会頭の方お一人、もうお一方は、この選定委員会が、文化プラザだけの選定委員会ではなく、中地区公民館の選定も行われておりますので、こうした観点で、社会教育委員の会議で以前議長を務めておられた方が1名。合計4名の外部委員。合計8名になります。

○委員

選定基準を5つほど、項目を挙げられていますが、これはすべて、1項目について、同じ得点を付与されて、合計得点で選定されたということですか。

○文化振興室長

選定項目が全部で32項目と申し上げました。先ほど大きな観点で5項目を申し上げましたけれども、それぞれの大きな項目の中に、細部の項目がございまして、トータルで32項目ございます。それぞれ5点、もしくは10点の配点がされております。また、委員が8名で、一人200点満点となります。当日1名欠席で7名となり、合計で1,400点満点になりました。

○委員

選定委員会は、ルールに従っていると思うので、問題ないですが、18年度からされていた団体は、応募されましたか。

○文化振興室長

平成18年度から指定管理者制度を導入しております。それまでの間は、教育委員会が彦根市文化体育振興事業団に委託をしておりました。平成15年に地方自治法が改正され、指定管理者制度ができ、全面委託ができなくなりましたので、平成18年度から20年度までの3カ年につきましては、従前、文化体育振興事業団に委託しておりましたものを、随意選定という形で指定しました。その後、平成21年度から平成25年度までについては、文化体育振興事業団が解散され、事業団の何名かの職員と文化プラザの利用者団体や事業所等によって、NPOひこね文化デザインフォーラムが設立されたこともありまして、そのNPOを支援する団体を公募したという形でございます。

ですから、現在の指定管理者は、3社JVによる共同運営の事業体であり、平成26年度が第3期とお考えいただければいいと思います。

○委員

その続きですが、そうすると、その間の評価というか、事業がうまくいったか、うまくいってないかというのは、検証されたというよりは、また次の公募の際に新しく評価をして、まだいいところがあると、また次にやってというような歴史を見ていくことになる。

例えば、これで、次に公募がされて、そのときに、今の選定基準をどって最もポイントが高かった団体が、選ばれるという。つまり、その間のそこを選んだ選定側の責任と言っても、実質的に責任を負えという意味ではないですが、基準が適切であったかどうかということは、何か、検証されたり、次の選考に、それまでの実績というものが加味されたりということはないですか。

○文化振興室長

18年度は、先ほど申し上げましたように、随意選定です。21年度からも実質は随意選定にあたるかなと思います。第3期は、完全公募になっています。この1期目、2期目につきましては、毎年、年度終了後に、事業評価をやっておりまして、ホームページ等で公開をさせていただいております。事業評価につきましては、文化プラザが、事前に目標を設定し、年度末にそれを検証していくという形での目標管理型のモニタリングの評価制度を導入いたしております。そうした中で、今おっしゃっていただきましたような検証をしながら、毎年度ごとに改善を積み重ねています。また、大本になる選定項目といいますのは、この文化プラザだけではなくて、彦根市全体の共有項目でございます。その上に、文化施設なら文化施設の特徴的な部分がございますので、そうした部分を選定項目として入れて評価しております。今回は、完全公募となりましたので、前回とは若干変わります。完全公募となった場合に、必要な項目、あるいは今までにおっしゃっていただきましたように、改善等が必要な部分について、項目を改めたり、追加したりということで、構成がなされます。

○委員長

よろしいでしょうか。もしありましたら、また、今回の施策評価の中で、リンクしてお伺いいただければと思います。

それでは、施策評価の方に入っていきたいと思いますが、これにつきまして、質問とか意見とかございましたら、よろしくお願いいたします。どうぞ。

○委員

皆さんの評価を見ましたが、この施策が一番、厳しいとは言いませんけど、あまり芳しくないような気がしている中で、自分自身でも書いた部分もあるし、ほかの委員さんから

も出ていると思いますが、文化振興というもののそのものの位置づけ、定義として、彦根らしい文化というものを、具体的なイメージ、あるいは、彦根市として、こういうものを目指しているんだというものが見えにくくて、具体的にされている事業といえば、一つずつは大事だと思いますが、それを細々やっていることで、最終的にそれは彦根らしいというところに行き着くのか、あるいは、ちゃんと目標が設定されていて、そこに向かっていくという実感というか、取り組みがなされているという評価をされているのか、少しそのあたり、彦根らしいという文化を含めて、お聞かせいただきたいなと思います。

○文化振興室職員

現在のところ、文化振興に関する基本方針については、策定されていない状況です。しかし、毎年度、質問にもお答えさせていただいておりますが、教育行政方針において、目標ですとか、主要な施策、そして重点事業等を定めて、それに基づいて、文化振興事業に取り組んでおります。

また、彦根らしい文化や、基本方針については、当市の地域特性、地域の歴史とか、そういったものも含めて、文化・芸術の基本的な考え方が示せるように、今後、引き続いて、取り組みを進めていきたいと考えております。

○委員

現時点で、おぼろげながらも、イメージはまだないということですか。

○文化振興室長

基本的には、総合計画の中で、位置づけをしておりますので、その中で何が彦根らしいかということになるかと思いますが、文化振興というのは幅が広くて、文化振興室だけで主管できるものでもございません。文化財をはじめ、さまざまな分野に応用できます。そういう意味で、総合的につくりあげられていくものかなと思います。

また、産業的なことも合わせ持つなどしますので、今、申しましたように、現在行っている事業を見直していく中、また新たな事業の中で、そうした部分も示せるような取り組みをさらに進めていきたいと考えています。

○委員

少なくとも、今、されている事業を進めていけば、それは、自然と導き出されるというようなイメージで、個々の事業が進んでいるということによろしいですか。

○文化振興室長

含めてということです。さらに、それだけでということではなくて、今後、それにどう

いう味付けをしていけば、さらに、「らしさ」というものを生み出していけるのかということ、関係諸課も含めた上で、模索をしていくことは必要だと思いますので、そうした形で、新しい味付けを考えているところです。

○委員

重複するかもしれませんが、皆さんの点数の妥当性のところが、非常に低い、厳しい点数がすごく続いているので、それはやはり、文化という、非常に多様で、広く、つかみどころがないものを扱う難しさだと思います。

皆さんが評価のところに書いているような、時代に内容が合っているか、例えば、若い人達がいかに参加してくれるかという問題というのは、恐らく、一般論ですが、市政がやっているものに参加するというのは、何らかのきっかけがない限り、自発的にいくという感じが学校の中ではないので、難しいと思います。

そもそも、質問の中にも、色々な事業に対して、例えば、夏休みに、働きかけても、学校の先生たちはそれぞれが抱えている部分があって、時間が子どもたちもないという問題があったり、現場は恐らく、私のような世代の人間が学んでいたときよりも、美術や芸術、家庭科などの、そういう学問以外のものというのは、急速に減ってる。学校で接する機会というのが失われている実態だと思います。だからこそ、そういうものが自然に目に入るようなことを何か考えないといけない時期にきていると思います。

ほかの施策にも出ていましたが、彦根らしさというのが、本当に、ここでそんなに必要なのか。それよりももっと根底の部分で、もう少しシンプルに考えて、難しく、彦根らしさと言わないで、もっと文化、芸術に対して接するようなスタンスで、内容を考えることが先で、それから後、もう少し、違う事業で彦根らしさというのを持っていくというのも一つの選択肢かなと思います。

そうでないと、それでなくても、子どもは、別に、文化だとか芸術だと思ってそこに向かうのではなくて、何か、おもしろそうだなとか、やってみたいなという冒険心とか、そういう興味を引くものに行き、そこから成長の過程で育てられていく情操の部分の部分がすごくあると思うと、学校で時間がとれない分、市の中で、子供たちがおもしろいなと思えるものを、自然な形で、ふっと、今年はこんなおもしろそうなのというような感じで投げかけるというスタンスがあってもいいかなと思いました。

また同時に、ニーズを聞くというのは、非常に多様な分、難しいので、できれば、やはりそこに教育的な観点から、子どもの成長に合わせて、あるいは時代的な感覚に即したも

のがふさわしいと言われるような人に、少し聞くようなことを入れると、いいのかなと思います。

○委員

事前質問の2番の回答を読ませていただいて、今、文化振興事業の主流になっているのが60代、70代の方なんですね。美術展覧会の、日本画、洋画、彫刻、美術工芸、書、写真の6部門のパーセンテージや、市民文芸の方を見ても、70代の方が主流。こういった方々が10年先、いなくなった場合に、人材を育てるということの重要性を感じました。そういうことをされているのかということと、中には、ただの趣味としてとらえている人、そうではなくて、もっと芸術の上の方まで目指している人、二極化していると思います。そういう中で、芸術を伸ばすとか、育てるとかいうのをどのように考えておられるのかなということ。

それと、審査員が果たして、審査員の監査ができているのかどうかということ。この間、京都市美術館で展示されている書道展を見に行かせてもらって、市の美術展覧会と同じ言葉の賞だけど、同じ無鑑査の作品としてとらえていいのかとすごく疑問を感じました。

作品が少ない中で、同じ賞をもらうのと、何百点もある中で同じ賞をもらうのと、全然、違うわけですね。それを、同じように、賞をとった人はきつととらえていると思いますが、そういう方々がもっと外に出て、色々な作品を見る、本物を知ることが、前のときも言わせていただきましたけど本当に大事だと思います。

高い感性が才能を私はつくと思うので、そういった育て方というか、そういうチャンスというのをもっと与えなければいけないのではないかなと思いますが、いかがでしょう。

○文化振興室職員

まず、若年層の参加促進の取り組みですが、美術展覧会の特別展としましては、中学生と高校生を対象として開催しております。これについては、2年前から始めた事業ですが、大人の方の美術展と子供たちの美術展と、少しレベルに差がありますので、特別枠でさせていただいて、その中で、市内の全中学、高校生、すべて文化部に参加いただいて、出展をいただいております。

昨年の取り組みにいたしましても、美術以外にも、お茶だとか、そういった文化活動も一緒に参加いただいて、なおかつ、子供たちにも、運営に参加をしていただいて、出展するだけではなく、自分たちも企画に参加する。そこから、美術・芸術といったものに関わりをもっていただくこうというような取り組みを進めております。

文芸に関しましても、子ども文芸作品の募集や、夏休みに文芸ワークショップ等を開催しまして、子どもたちに、日本語の持つすばらしさを教える機会をつくっております。

年々、内容の方を充実させまして継続していきたいと思っておりますし、特に、中高生を対象とした特別展につきましては、今年も少し内容を変えますし、また、本番の方の美術展覧会でも、高校生が出展しやすいように、今年から出展料を無料にさせていただいております。

○文化振興室長

補足ですが、2年前からガンバル彦根の生徒たちということで、中高生展を行っております。初年度は、出展が61点でした。昨年は、168点ということで、全校参加を得られたということもあります。全校というのは、市内の中学校、高校全校ということです。

来場者も、初年度は140人余りでしたけれども、それが380人ということで、3倍ぐらいの方々に、見に来てもらいました。先ほど、委員もおっしゃっていたように、学校も含めて、あるいは地域も含めた形で、どうすれば子どもたちが喜んで参加してくれるかというのも一つだと思います。

当然、学校のクラブ活動を通じながら、やられている部分で、参加をいただくということでもあります。そうした中で、特にお茶なんかは、地域の先生方が、教えておられるというのもあります。あと、ある中学校では、学習の中で、地元のお菓子職人さん方に来ていただいて、お菓子づくりのデザインから自分たちで考えて、お菓子を実際につくってみる。そうしたものをお茶うけに使うとか。それを展示して、みんなに見てもらい、こんな楽しい部分もあるんだなということが、わかっていただけたと思っています。

今年も、実施をしていく予定で、先ほど申しましたように、文化というのは、お茶だけではなくて、箏曲などもあったり、色々なものがございます。そうした分野をどんどん広げていって、できるだけお互いのやっている文化的な部分を理解しあうということも大事ななと思っています。

それと、審査員の部分でお話をいただいたかと思いますが、彦根市の美術展覧会につきましては、審査員の任期は基本、2年としております。それと、無鑑査といいますのは、特選以上を連続3回、もしくは、5回通算でとられた場合に、無鑑査という形になります。無鑑査というのは、出してくださいという形のものです。そこで、入選とかを決めるものではございません。その無鑑査の中で、優れたものに対しては、無鑑査奨励賞を審査員が与えるものです。審査員を2年としているのは、芸術家というものは、方向性が似

たりする部分があるかと思いますが、3年連続して似通った作品が選ばれないよう歯止めをかけています。

文芸に関しましては、全部で7部門ございまして、色々な先生方、選者の方々がいらっしゃいます。この選者の方々も、市内の選者の方もいらっしゃれば、県外、市外の選者の方もいらっしゃいます。できる限り、市外の方でお願いしたいという部分もありますが、限られた選者の方でもあります。そういった中で、年齢が高齢化してきている面もありますので、審査員の方々も若返りも必要ということもありますし、世代交代ということもありますので、そうした場合に、どのような形で選者さんを選ぶのか。市展の場合と違って、この文芸の選者さんの選定というのは非常に難しいということもありまして、市の教育委員会が、なかなか、指名できるものではないと思います。ですから、今、考えていますのは、県の協会の団体の中で、ご推薦をいただくとか、色々な方法があると思います。例えば、今やっている方に、後任者をお願いすることよりも、もう少し大きな団体、広く見ていただける団体に彦根市の文芸作品の選者さんとして、お願いできるようなところがあれば、そのようなことも一つの方法ということで、検討しておりまして、できるだけ、早い段階で、そういう方向に持っていければと、文芸の場合には考えております。

そして、外に出ていろいろな作品を見る機会というお話もございました。こうした部分については、市内での鑑賞、あるいは、出品される側、二つの立場があるかと思いますが、けれども、例年、たくさんの出展者、来館者がございます。そうしたことを、色々な団体とも情報交換をしながら、皆さんにお伝えしていきたいなと考えています。

○委員

もう1点。高校生の出展料を無料にするというのは、私は、とてもいいことだと思いますし、ほかの芸術、例えば、俳句なんかでも、投句料は高校生までは無料ですので、そういった部分は、別に、市だけじゃなくて、県に出そうと、全国に出そうと、それは当事者の自由なので、いいと思います。

そういう枠組みを広く教えてあげるとか、あるいは、選者の部分では、色々なプロフィールの本があると思います。その団体に任せるのではなく、任せられても、その人が本当に適当な市の審査員として、今後の子供たちを伸ばしてくれたり、あるいは、大人の方の審査もきちんとやってくれる人なのかどうか。県の文学・芸術で賞をもらったから審査員ではなく、例えば、直木賞とか、もっと大きな賞をもらった人が審査員だと、出す人も、外に出さずに市に出しますよね。

私たちもそうですけれども、そんなに名前が出てない人の審査員のところに作品を出しても、評価されないとわかっているところには出さないです。

だから、そういうところも、市の担当者の方々ももっと勉強されるべきだと常々、思いますので、そういう団体にすぐ任せるのではなく、過程としては、そういう団体に任せても、本当にその人が適時、どうなのかって、自分のプロフィールをそれぞれ出してもらって、比較検討して、ではこの人というぐらいの監査は市の方もするべきではないかなと思います。

それで、総括評価にも書かせていただきましたけれども、以前、将棋とかの大会にもかかわらせてもらったことがあるので、見てきましたけれども、ずっとその人ということではなくて、本当に、知名度がある人を、1年に1回、2年に1回とか、色々な分野で呼ばれて、本物を知らせるということが大事だと思います。

先ほども無鑑査の話をしましたけれども、こちらの思いが伝わっていないような気がします、たくさんの作品が来た中の無鑑査と、わずかな作品の中の無鑑査の価値は一緒じゃないと思います。だから、その無鑑査という賞とか、特賞とか、何賞とか取っても、そこで、終わらずに、次のステップを教えてあげるとか、その道を広げてあげるとか。あるいは、市、県、全国という過程の順番を飛ばしてもいいわけですから、そういった過程、ルートをもっと知らせて、色々なところに作品を出して、自分が磨けるようなことを教えてあげる必要があるのではないかなと思います。

○委員

事業全体を見せていただいて、インターネットの利用の検討はされておりますでしょうか。

○文化振興室職員

文化振興に関する事業に関しましては、募集であるとか、開催についてのお知らせを彦根市のホームページ、それと教育委員会のホームページにも掲載をさせていただいています。そのほか、広報ひこねで、良いタイミングで情報を出させていただいたり、場合によっては、前年度の参加者に、案内を申し上げたり、そういう方法で広報しています。

○委員

そういった告知という形は当たり前に行われていますが、例えば、俳句の応募ですとか、人を集めたり、イベント型のというのはだんだん、難しくなっていると思うのですが、予算的な問題も含めて、例えば、ネット上で展覧会を開きますとか、審査会を開きますと

か、そういったイベントそのものをネット上でやるとか、そういったお考えはお持ちでしょうか。

○文化振興室長

現在、文芸等については既に団体レベルで、されていることもございますし、芸術は、できれば生で見ていただきたいと思いますので、今、そのことをすぐにとすることは、考えてはおりません。ただ、インターネットを活用した取り組みについては、行政として、市民団体とうまく協調しながらやっていけたらと思っています。

○委員

補足ですが、意見のところにも書かせてもらいましたが、夏休みのワークショップを手伝わせてもらって様子を見ていたのですけれども、随時来ている子は、地道に育っている子もいますので、そういった活動はもちろん大切だと思います。

それから、美術に関しては、これはいろいろ耳に入ってくることでございますけれども、市にいうことではないかもしれませんが、作品を鑑賞しに行くときに、いいものが展示されていない。県の美術館も見たいのが入って来ない。だから、大阪とか京都とかへ行くという声も聞きますので、何か、もう少し、本物に近づけていけるような過程を、色々アイデアをもっと考えていただければいいのにと思いました。

○委員長

それでは、ほかにございませんか。では、ないようでございますので、「211 文化・芸術振興」の施策につきまして、委員会の評価を決めたいと思います。事前に評価いただいておりますけれども、もし変更等ございましたら、よろしくお願いします。

変更ございませんか。変更がないようですので、それでは集計表のとおりといたします。なお、この点数につきましては、次回、第3回委員会の冒頭においても変更可能といたしますので、本日、確定するものではございません。よろしくお願いいたします。

次に総括評価になりますが、資料のとおり、各委員から、色々な評価が出ております。これにつきましては、いかがいたしましょうか。補足意見がございましたら、よろしくお願いいたします。ございませぬようでしたら、この総括評価につきましても、評価点数と同じように、次回委員会の冒頭にも意見等いただきまして、決定させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

[121 景観形成の推進]

○委員長

それでは、「121 景観形成の推進」につきまして、担当部署より説明をお願いいたします。

○都市建設部次長

それでは、「121 景観形成の推進」について、概要について説明をいたします。

本市の景観につきましては、歴史的雰囲気の色濃く残すまち、山並みに包まれたまち、田園風景と一体となったまちなど、特色を持ったまちが集まり景観を形成しているところです。本市では、平成 19 年度に彦根市景観条例や、彦根市景観計画の策定を行い、建築物等の制限事項を定め、良好な景観形成に努めるとともに、周辺の景観を先導している建造物および樹木の指定に努めているところです。

また、調和のとれた景観形成のために、市民、事業者、専門家が自主的に、またそれぞれに協力して取り組めるよう、活動に対する支援を図っています。市街地の景観は、土地利用の変化や、商業活動等における屋外広告物の掲出により、良好な景観が阻害されていることや、市内には、歴史的景観を有する地域が数多く存在していますが、これらの地域は、歴史的建造物と現代建築物が混在しており、歴史的町並みの風情を残すための対応が課題です。

今後、各種の景観形成手法により、街並みや、調和を持った良好な街並みが形成され、地域固有の景観が形成されることを目指すものです。

平成 24 年度における主要な事業の取り組みにつきましては、景観まちづくりの推進としましては、景観計画区域内における行為の届出が 158 件。風致地区内の行為許可申請が 24 件であり、その都度、建築意匠、形態等について、指導を行っているところです。

景観まちづくりの支援としましては、景観形成市民団体である本町二丁目まちづくり研究会への助成、大規模建築物に対する指導助成が 1 件。鳥居本での景観まちづくり啓発や景観セミナーを実施しているところです。

本施策は、都市環境基盤の整備という重要な施策であり、地域の皆様の理解と協力を得て、継続的に取り組む所存です。

○委員長

それでは、事前に質問等いただいておりますが、意見等ございましたら、自由をお願いいたします。どうぞ。

○副委員長

屋外の広告物について、お尋ねしますが、許可をして、広告を出されます。その広告物が古くなってきますよね。これは、何年間に1回、一斉に、どなたかが検査をしに行って、書きかえるべきだとか、撤去をするべきだとか、そういう検査はされていますか。

○都市計画課職員

屋外広告物につきましては、市に許可申請をしていただいている物件というものがありまして、そういう物件に関しましては、それぞれの管理者を定めていただいています。大きい物件については資格がある管理者。小さいものに関しては、所有者が管理者になりますが、定期的に点検をしていただいて、改修が必要であれば、当然、持ち主の方に改修の必要性がありますよと、お話をしています。市がそれを直接、点検をして検査するというようなことはありません。

○副委員長

なるほど。そうすると、気付かなければ、いつまでもあるということですか。市民から、広告物が汚い、どうなっているのかと問い合わせがあって初めて動くということですか。

○都市計画課職員

許可申請につきましては、許可の期間があり、1年もしくは最大3年まで。その1年か、3年後には、更新の許可申請が必要になり、その段階で、管理者が、点検を行った点検調書を作っていただくことになっています。そこで、具合の悪いところについては、改修の必要があるということを書いていただいております、改善してくださいというお話をさせていただいております。

○副委員長

わかりました。具体的に、動いていただきたいのですが、彦根市立病院の北西、西側の北側にある、開出今の市営団地の入口の角に、「すこやか金城啓発事業」と書かれた「路上駐車、あなたはよくてもみんなは困る」と3角のうちの2面に書いてあり、彦根市立中央中学校の美術部制作ということで、何年度かはわかりませんが、字が見にくくなっており、生徒が作ったものだと思いますが、ベニヤ板に書かれていまして、ベニヤ板のところがもうはがれていますので、非常にいい標語ですが、非常に見にくいので、このことが、どのようになって、どうされるのかということをお聞かせください。

○都市計画課職員

現地の方を確認させていただいて、管理されている所有者を確認し、改修のお話をさせ

ていただきます。

○副委員長

私らは、どなたが管理されているかわかりませんので少なくとも、信号のところだから、公地になるかな。私有地では多分、ないと思うんです。そういうところは、日頃、市内を見渡してみますと、結構あると思うんです。僕も気がついたときに、すぐ言って、例えば、旗が破れて見えなくなっているとか、そうして見ると、非常にたくさんありますので、いまのところ、そういう管理を、景観を損なわない程度に、どなたかが管理をしなければいけないわけですね。見にくくなったら、当然、撤去するなり、しなければいけないわけですけど、そういうことも含めまして、これは一例ですけども、適切な処理をぜひともお願いをしておきます。

○委員

事前質問の２番で書かせてもらい、お答えいただいている内容で、景観形成市民団体という位置づけで、助成を行っていただいているということで、大事な取り組みだなと思っていますが、市民側にも認定を受けるに適合する団体があるけれども、認知度が低くて活用されてないということですが、それを市の方として把握をされながら、その一生懸命、個々に頑張っている団体とマッチングしない何か、要因等があるのかなと。あるいは、そういうところを把握されていて、でも、向こう側が市のことを知らないというのであれば、言ってあげてと。何とかマッチングして、少しでもそういう団体が市内に増える方が望ましいとするならば、何か、アプローチされたりするのか。あるいは、逆に、アプローチしたけれども、何か、マッチングしない要因があったのかということについて質問します。

○都市計画課職員

すべての団体に周知はできてないですけども、複数の団体の方にこういう認定がありますというお話はさせていただいています。ただ、市が強制的に認定するものではなくて、団体から申請をいただいて認定をするという手続きになっています。

それぞれの団体さんに対しては、色々な取り組みをされている中でも、課題があります。たとえば、事業費があります。また、その地域の大多数の住民に支持されているかというところに対して、自分の団体として、そこまでまだ至っていないのではないかなというお話もあります。

○委員

市として、団体が増える。あるいは、支援したいという思いをもしお持ちであれば、基

準が厳しかったり、合わないということで、団体が認定できていないのだとすれば、市民側のニーズに合わせたような形で、少しずつ、広く、支援できるような形を市の方で新しく作っていただき、少しでも、支援が乗るような団体が増えていくということを目指されるのであれば、選考なり、審査、選ぶ方の基準というものの見直しなどをされた方がいいかな。これは、意見になりますけども。やはり、増やしていこうという思いがあるのであれば、そういうことは必要ではないかなという気がしましたし、もちろん、それぞれ、諸問題があって、難しいのはわかりますが、特定の団体にしか認定されなかったり、支援がいかないというのは、大元の目標から外れるという気がいたしました。

○委員

施策に対する意見で書きましたが、昨年度の外部評価報告書のこの施策に、景観重要建造物の指定5件が書いてありましたが、この5件について指定後に、特に維持管理とか、補助とか、そういった支援があるのかということと、あと、行政の考え方があれば聞かせてください。

○都市計画課職員

景観に対しての補助施策については、補助の要綱がありますので、支援は可能です。あと、景観重要建造物に指定されますと、固定資産税の部分で、免除規定がありまして、一部免除の措置が適用されます。そういったところを維持管理費に少しでも回してもらって、維持管理を進めていただければと考えています。

○委員

まだ行われていないということですか。

○都市計画課職員

24年度は具体的な実績としてはないです。

○副委員長

私個人は、彦根市で一番、彦根らしく残したいところはどこかと言われたら、芹川の桜並木とけやき並木だと思っています。特に、他市町村から来られた方は、あんな、素敵なところはないと。踏切から琵琶湖まで、両道が緑いっぱい、桜の花から続いて、新緑になると。前にも申し上げたように、生活道路になっていますので、市民からの意見がなければなりませんが、通行止めをして1日か2日ぐらいイベントをすると、そういう意見が出てくることを私は待っていますが、なかなか。私は灯台下暗しで、彦根城に勝るとも劣らない、非常にいいところだと思っていますので、何とか、あそこを盛り上げるようなこ

とを。もちろん、市だけではできないと思いますし、幸い、NPO 芹川もありますので、何とか盛り上げて、少なくとも、シーズンの新緑のときには、半日ぐらい、通行止めにして。今は、万灯祭のとき、夜だけ通行止めですよね。橋から橋の間で。そういうことをしてほしい。あと、今回の台風で特に芹川に被害はございませんでしたか。

○都市計画課長

けやきの樹木が1本倒木したということですが、それ以外、大きな被害はございません。

○委員

これも施策に対する意見のところで書かせていただきましたが、足軽屋敷のところを、今、修理されているのですが、ボランティアガイドさんがおられて、近辺の方々が余りうるさく来てもらうのはかなわないという声も聞きますが、彦根城につながった歴史的な場所なので、修理もされていますし、立派な屋敷だと思います。立派なお庭もあり、観光で生かされることを希望しますが、周囲の住民の方に、協力をしていただけたらありがたいなと思います。これは難しいでしょうか。

○都市計画課職員

今、地元に歴史まちづくりを進めておられる団体がありまして、地域の方もそれぞれ、地域の歴史的な建造物を中心としたまちづくりを進めておられます。しかし、一部では古くからある町並みの中で、住宅として住んでおられる方もおられまして、今、静かな住環境に住んでおられる中に、外から人が入って来られることによつての、安全面や防犯面などに、少し危機感を持たれるような方もおられます。しかし彦根の特徴ある町並みですし、歴史や古い建物もまだまだ残っておりますので、そういった建物も指定をされております。それをうまく生かした中で、観光であったり、施策として行うことが必要だと思っておりますので、今後は周知をしたいと思っております。

○委員

難しいでしょうけれどもお願いします。

○委員長

では、評価に入ります。それでは、「121 景観形成の推進」につきまして、委員会の評価を決めたいと思います。事前にいただいております点数につきまして、変更等ございましたら、よろしくお願いします。変更がございませんので、集計表のとおりといたします。なお、先ほど申し上げましたように、この点数につきましては、次回の委員会の冒頭におきまして、変更も可能でございますので、よろしくお願いいたします。総括評価も同

じでございます。

それでは、ここで、しばらく休憩をさせていただきます。

(休憩)

[221 歴史まちづくりの推進]

○委員長

それでは、再開をさせていただきます。続きまして、「221 歴史まちづくりの推進」につきまして、担当部署より説明をお願いいたします。

○都市建設部次長

彦根市では、伝統産業や、伝統行事などの市民の活動は現在も受け継がれており、歴史的建造物と周辺の市街地とが一体となって、情緒や風情のある歴史的風致が今も残されています。歴史的風致を維持向上させるため、平成 20 年度に彦根市歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受け、歴史まちづくりに着手したところです。

歴史まちづくりは、市民の誇りとなるまちを実現し、彦根市の魅力を高めるとともに、歴史的風致形成建造物の指定と、その保存・修理を行うことにより、貴重な歴史的風致を良好な形で後世に伝えるものです。

平成 24 年度における主要な事業の取り組みについて、説明します。歴史的建築物の保存とその活用として、歴史的風致形成建築物の保存・修理の継続実施や、長曾根口御門の復元・整備に必要な発掘調査を行ったところです。また、特別史跡彦根城跡の石垣修理や、名勝玄宮楽々園の保存、修理工事を行っています。道路・駐車場・駐輪場の整備として、歴史的環境を散策するための修景舗装工事や、公共サインガイドラインの策定に向けた検討などを行ったところです。

また、地域まちづくり計画策定として、本町二丁目や、芹町二丁目のまちづくり推進に向けての助言を行いました。本施策は、歴史と伝統を生かし、文化の香り高いまちを実現する施策であり、彦根市歴史的風致維持向上計画に基づき、今後とも、地域活動の拠点となる歴史的建造物の保存、活用の推進、及びその周辺の良い環境の維持向上に対するさまざまな活動を継続的に取り組む所存です。

○委員長

それでは、質問、意見がございましたら、自由にお願ひいたします。

では、私の方から1点。事務事業名が、歴史まちづくり事業の目標・成果と事業費の推進の期間内事業進捗率ですが、23年度の目標値と、24年の目標値を比べますと、23年度が65.5%、24年度が63.1%と下がっている理由は何ですか。

○文化財課職員

平成23年度から平成24年度にかけまして、この期間内事業費というのは、執行済みの事業費の累計を、期間内の総事業費で割っている数字ですが、期間内総事業費が、増になっておりまして、その分で率が下がっているということです。分母が大きくなったということです。

○委員

道路、駐車場、駐輪場整備ですけれども、歴史的環境を散策するための周辺環境整備で、河原二丁目と本町一丁目とありますが、これは、道幅が広くなるということですか。

○都市計画課職員

周辺舗装をさせていただきまして、普通、黒の舗装ですが、茶色の舗装をさせていただいて、連続的な散策路を整備したということです。端的には、視覚的にまわっていただく道をつくったというものです。

○委員

ここかどうか分かりませんが、江戸時代の頃の道がなくなるなという声を聞いたことがあります。本来、江戸時代からずっとこの道幅だったものが、整備されることによって、名残が全然なくなってしまうと。

○都市計画課職員

その整備で道路を広げたということではなく、現況の道路の幅で茶色の舗装に変えたということです。

○副委員長

何年か前にもお尋ねしましたが、JCMUの前に湖城荘がありますよね。長期間閉鎖したままだと思いますが、以前にお尋ねしたときには、土地が米原市で、建物は彦根市。何か、その辺の理由で手がつけられないような状態なのか。それとも彦根市としては、何年かをめどに取り潰してしまうのか。非常に景観が悪くなっているように感じますので、その見通しは。

○都市計画課長

財産を管理している担当部局ではありませんが、ただ、前に質問が出たのは、恐らく、別の施策のときに、当該地は、市街化調整区域の中にございまして、土地利用がかなり制限を受けている地域の中ということと、土地の大部分が米原領になるということで、土地利用をどうしていくかという方針は、明確ではありませんということだったと思います。

ただ、確かに、長い期間、このような状態にありますので、建物について、何らかの処置をしていくことが必要と感じているところですが、担当部局の考え方は把握していません。

○企画振興部長

補足します。今は、土地利用の話ですが、建物として見た場合には、現在、まだ使っています。中に選挙用の机や、椅子などが、倉庫が十分でない関係上、入れてあり、警備保障もかけています。もちろん、耐震の関係上、人が入り込むには適切ではありませんが、倉庫という部分では、機能していますので、備品関係が移せる場所があれば、建物としては用済みでありますので、更地にしたいという思いは持っています。

○委員長

ほかにいかがでしょうか。ないようでございますので、委員会の評価を決めたいと思います。事前に出していただいております評価につきまして、変更等ございましたらよろしく願いいたします。変更ございませんか。ないようですので、集計表のとおりといたします。なお、この点につきましては、先ほど来説明しておりますように、次回の委員会の冒頭におきまして、変更も可能でございますので、もし変更ございましたら、次回、冒頭によりしくお願いいたします。

(休憩)

[231 文化財の保存と活用]

○委員長

それでは、再開をさせていただきます。「231 文化財の保存と活用」につきまして、担当部署より説明をお願いします。

○文化財部次長

本市には今日でも、先人たちから受け継いだ有形・無形の豊かな文化財が存在しますし、また、歴史的な環境も非常によく残っています。こういった、文化財、あるいは歴史的な

環境に対しまして、その散逸を防ぎ、文化財としての活用を行っていくこと。あるいは、文化財の調査を進めるとともに、保存と活用を積極的に進める必要があると考えております。

また、特別史跡彦根城跡や名勝玄宮楽々園などの整備を進めまして、有効活用を図る必要があると考えています。また、伝統的建造物群などの地域において育まれた歴史的な環境に応じた整備をしていくことが必要と考えています。地域に根ざした無形民俗文化財、伝統芸能を後世に残していく必要性。あるいは、文化財への理解や認識を高めるために、展示や普及活動などの取り組みの必要があると考えております。

また、彦根城博物館におきましては、施設や設備の計画的な整備や改修が必要と考えています。また、新修彦根市史におきましては、追加資料の調査などを今後も継続したいと思ひますし、彦根城の世界遺産登録につきましては、登録に向けた取り組みを推進していくことが必要であると考えているところです。

目指す成果といたしましては、先人たちから受け継ぎました文化財を次世代に継承していくとともに、市民が郷土への理解と愛着を深めること。市内に残っている文化財の寄贈、あるいは寄託を受けることで、文化財の保護や、調査研究を図ること。そして、特別史跡彦根城跡や、名勝玄宮楽々園について積極的に整備を進め、良好な形で後世に伝承していくこと。市民と協働して、歴史的な建造物や町なみを生かしたまちづくりを進めていくこと、そして展示収蔵施設などの整備・改修を進めて、文化財の適切な保存と活用を目指していきたいと考えております。

市史編さん事業におきましては、地域の歴史や文化に対する関心が高まること。また、彦根城の世界遺産登録を推進し、彦根城が、世界の宝物として保護されることを目指してまいりたい。このように考えているところでございます。

こういった成果を進めるために、文化財の保存、特別史跡および名勝の保存整備、文化財の普及と活用、ということで、地域と連携を図りながら、ハード、ソフトの事業を進めてまいりたいと考えているところです。

指標ですが、大きく2点。市指定文化財の件数と、出前講座の年間の実施件数を挙げています。市指定文化財につきましては、24年度におきましては、80件の目標でしたが、建造物4件、古文書1件、計5件の指定をいたしましたので、現在82件の市指定文化財がでございます。出前講座ですが、114件になっていますけれども、124件の間違いでございましたので、訂正をよろしくお願いいたします。これにつきましては、文化財課と、彦

根城博物館、そして市史編さん室、合わせての数字ですが、延べ、7,590 人の方に、ご参加をいただきました。進捗状況につきましては、ほぼ予定通りと考えています。

続きまして、今後の施策の展開方針ですけれども、文化財の保存と活用につきましては、本市の魅力と個性あるまちづくりを進めていく上で、欠かすことのできない施策で、今後とも継続して、進めてまいりたいと考えております。文化財の保存、修理につきましては、特別史跡彦根城跡を中心として、名勝庭園の保存整備を継続して行い、後世に対して良好な形で残したいと考えています。

また、歴史的まちづくりや、伝統的建造物群の保存、整備の取り組みも進めてまいりたいと考えております。こうした施策を進めるにあたりましては、所有者である市民ですとか、あるいは地域の方々。こういった方々の理解と協力が不可欠ですので、積極的に普及、啓発も行ってまいりたいと考えております。

○委員長

それでは、何か、質問、意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

ないようでしたら、私の方から質問させていただきます。事業名称が、新修彦根市史刊行事業ですが、目標・成果と事業費の推移で、平成 24 年度が目標 12 巻で、平成 27 年度が目標 11 巻になっておりますね。ところが、25 年度以降は、形を変えて、編さんし直す見込みであるということは、もう 1 巻、出されるという。やはり現代ですか、このへんを出されるということだと思いますが。それとの関係で言いますと、この 1 巻の差というのはどういうことなのかということの説明をいただきたい。

それから、通史現代の編集体制の見直しは、現在、具体的に、どこまで行われているのかということにつきましても、説明をいただければと思います。

○文化財部次長

1 点目の 11 巻と 12 巻でございます。これにつきましては、現代史がまだ刊行されておられませんので、これを刊行していきたいということです。

それともう 1 点。編集体制ですけれども、現在、市史編さん委員会あるいは、編集委員会を設置しておりまして、そちらの方で、通史編現代につきまして、協議をいただいております。目処がつきましたら、編集体制を見直します。そして、現在のところは、通史編はハードケースに入った本ですけれども、それ以降の景観編ですとか、民俗編、便覧・年表というものは、A4 版の図録方式になっていきますので、そういった内容で現代史につきましても進めていく方向を考えております。

○委員長

そうしますと、この 27 年度の目標値が 11 巻というのが、これ、12 巻と考えてもよろしいですか。それとも、別に 1 巻が刊行されると考えたらいいんですか。

○文化財部次長

具体的には、新修彦根市史編さん事業につきましては、編さん委員会を設置しておりますけれども、難しい状態になっておりますので、市といたしましては、現在の編さん体制とは別の形でつukれないかということで、協議をさせていただいており、そうした協議の進行状況を見極めながらと考えております。今の編さん事業とは別の形で発行することを考えておりますので、1 巻、減らしたところです。

○委員

事前質問のキッズサマースクールのところ、今後、効率的に実施するときに、「可能な範囲で事業の拡充を図る必要がある」と書いてありますが、この「拡充を図る必要がある」の「拡充」のイメージをもしお持ちでしたら、教えてください。子どもがかかわるのは、もしかしたら夏休みだけという 1 カ月に限っていると、11 カ月の間で忘れるのではないかなとかいうことがあって、年間を通してあったほうがいいとか、色々な考え方があっていいと思いますが、教えてください。

○彦根城博物館副館長

キッズサマースクールの関係ですが、充実した内容になるように取り組んでいきたいと考えております。具体的なイメージということではまだ、持ち合わせていませんが、例えば定員が定まっていますので、これを拡充していくとか、開催日数を増やすなど、そういう部分で充実させていければと考えています。

○委員

どこでも、伝統芸能をどのように引き継いでいくかということは、本当に頭を抱えておられる問題だと思いますが、潰えてしまうとそこで終わってしまうので、成果がすぐに出なくても、諦めずに長い目で見て、進めていただけたらと思います。

○委員

文化財保存事業の中で、写真のデジタル化というのを進めているとありますが、デジタル化されただけですか。どのような利用方法とか、方向性をお持ちですか。

○文化財課職員

現在、2 年かけてデジタル化をしていますが、まず、今、いただいたデータをすべてデ

デジタル化して、将来的には、例えば、出版物であるとか、一般の利用に対応できるような形で整理をしていきたいと考えております。現在の作業としては、デジタル化をしている状態だけです。

○委員

どのような形で保存しておられますか。

○文化財課職員

ハードディスクとDVDに保存しております。

○委員

不安な感じがします。クラウドの利用であるとか、消去に対する対策も考えていただきたい。

○文化財課職員

わかりました原稿としては、ネガであったり、ポジであったり、プリントであったりしており、それは残っておりますので、そこから、復元は可能ですが、検討したいと思います。

○委員

新修彦根市史とか、色々な歴史資料を、もう少し皆さんにPRする場所を設置されたらどうかと思います。広報などを見せていただくと、頻繁に出ていますが、博物館に置いてあってもだれも開いているところを見たことはないですし、資料としてはとてもいいものなので、もっと皆さんに見ていただいて、もっと知らせる必要があるんじゃないかと。

見た目というのも確かにあると思いますが、若い人以外で、インターネットを使えない人にも手にとって見ていただくというのも必要ではないかと思います。

○文化財部次長

市史につきましては、便覧・年表を使って、「市史を読む会」というのを文化プラザでさせていただいております。現代史について、月に1回開催させていただいております。非常に好評で40人の定員に毎回、定員を超えた形で参加をさせていただいております。そういったところでも市史を見ていただくようにはしています。

それともう一つが、歴史資料の公開コーナーというのを設けておりまして、市史編さん室が、市史を編集するにあたりまして、集めました資料、自治体史であるとか、あるいは郷土史を見ていただけるような場所を設けております。こういったものを広報などでPRをしておりますけれども、なかなか十分でないと思いますので、もう少しPRというもの

をさせていただきながら、市史あるいは市史に関連する資料について、身近に思ってもらえるような場をつくってまいりたいと思います。

○委員

今、おっしゃられた中の、講演や研究会のテキストになっているのですか。

○文化財部次長

はい、便覧・年表をテキストに使っています。

○委員

それ以外の方に対してもPRをされて、見たいなと思う人が手元で開いて、実感できるような場所がもっとたくさんあればと思います。例えば、この間、開国記念館に行きましたが、置いていなかったです。インターネットのものは資料として置いてありますけれども。

○文化財部次長

販売はしていますけれども、手にとってという部分は、図書館ですね。

○委員

そういった場所がもっとあってもいいと思います。市役所の中で、刊行されたときに置かれたりするのでもいいと。

○文化財部次長

そういうPRする場について検討させていただきます。

○委員

施策に対する意見にも書かせていただいたんですけども、佐和山城は、なかなかまだ調査中で上がれないのですね。

○文化財部職員

佐和山自体が、個人の所有地ですので、団体で上がるというのは、所有者の意向でお断りするというようなことです。事前に相談されれば行けるかと思いますが。また、ボランティアガイドさんが、土日祝日、観光シーズンに常駐されていますので、ガイドさんを通じては可能かと思います。やはり、人数的なところもありますので、事前にお話された方がいいかなと思います。

○副委員長

私、最近、鳥居本の山奥に入りまして、大杉神社は、ご存じですよ。樹齢何千年という大きい杉があり、神話の世界に出てきますが、何とかあの辺一帯を、せっかく林道もで

きたので、歴史的まちづくりと一緒にとは言いませんが、林業の振興と、タイアップして。

実は、地元の方は、あのまま残しておいた方がいいと言われるんです。昔からあそこには近寄るなと言われてる。いわゆる、神々が行くようなということ。何か病気したり、何かあったらあそこへ行けと。地元の方はまだご存じですけども。また、周辺には砦の城は何カ所かありますので。うまく、善良なハイカーを入れていくような方策が長い目で見て方向づけできないものかなと思いますので。

○文化財部次長

林道ということですので、関係部局、あるいは地元の意見なども踏まえながら、どういう形がいいのか、市として考えてまいりたいと思いますので、ご意見として伺っておくということで、ご理解いただければと思います。

○副委員長

彦根城の世界遺産登録は何年ごろに目指したいと。例えば、15 年後には何とか。15 年後に結論が出なくても、20 年、25 年でも続けていくと。どうですか。市全体としては。

○彦根城世界遺産登録推進室長

事前質問の回答にも書かせていただきましたが、市民にアピール、PR も必要ということで、今年、クリアファイルや、子ども向けのパンフレットを作成しまして、今まで、どちらかと言うと、市の職員なり、文化財の専門の方の議論の中で進めてきたものを、広く市民からもバックアップをいただきながら進めていきたいという思いを持っております。

ただいま、おっしゃられました何年後かというご質問ですが、現在、暫定リストに 11 カ所上がっております。今までは、年間に 2 組、国からユネスコに推薦という形でできたんですが、それが今年から、1 カ国につき 1 つの推薦になりました。今年は 2 つでしたが、鎌倉と富士山がありまして、鎌倉は遠慮するということで控えられましたが。富士山だけが推薦されて、登録という形になりました。来年からは 1 カ所ずつになります。

報道等でもご存じのとおり、今年「明治日本の産業革命遺産」と、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」ですね。2 つあって、どちらを推薦するのかというのは、内閣官房長官が決定ということで、「明治日本の産業革命遺産」があがっております。もし一番最後になるとしても 11 年後になります。その前段といたしまして、少なくとも、国に出す推薦書につきましては、今、鋭意努力いたしまして、何とか、3 年後には出したいという思いでやっております。ただ推薦書をつくって、その先に、国から推薦されるかどうかというのは、待っている 11 個の暫定リストに上がっているところもありますので、選んでい

ただけるような推薦文の作成を目指して動いておりますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長

ほかにいかがでしょうか。それではないようでございますので、委員会の評価を決めたいと思います。事前にいただいております評価の点数につきまして、変更等ございましたら、お申し出いただければと思います。変更ございませんか。ないようでございますので、それでは集計表のとおりといたしたいと思います。ありがとうございます。

なお、何回も申し上げますが、次回の検討会の冒頭におきましても変更が可能でございます。総括評価につきましても同じでございます。

[その他]

○委員長

それでは、これで予定されております施策の評価につきましては、すべて終了いたしました。本日の会議はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局

皆様方には、長時間にわたり、熱心にご審議いただきましてありがとうございました。なお、第3回の次回委員会でございますが、先日、開催通知を送付させていただきましたが、10月23日水曜日、午前9時から市役所本庁舎2階21会議室で開催させていただきます。次回は、午前中の開催となります。また、場所も変わりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして第2回の委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(終了)

会 議 録 の 確 定	
委員長署名	大 橋 松 行

平成 25 年度 第 2 回彦根市行政評価委員会 出席委員

(50 音順)

氏 名	備 考
赤木 和代 (あかぎ かずよ)	淡海生涯カレッジ彦根校オブザーバー
池上 松夫 (いけがみ まつお)	(元)彦根市行政改革委員会委員
大橋 松行 (おおはし まつゆき)	滋賀県立大学 教授
嶋津 茂昭 (しまづ しげあき)	(元)彦根市総合発展計画審議会委員
西川 実佐子 (にしかわ みさこ)	しがNPOセンター
森下 あおい (もりした あおい)	滋賀県立大学 准教授
森 雄二郎 (もり ゆうじろう)	聖泉大学 講師